

第3章

計画の基本的な考え方

1. まちづくりの理念と将来像

第4次富田林市総合計画では、まちづくりにおける基本的な理念として、以下の5つを掲げています。

- 理念1 みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林
- 理念2 暮らしやすさを実感
- 理念3 互いに連携し支えあう地域
- 理念4 身近な資源への愛着と活用
- 理念5 全地球的な視点と積極的な行動

また、第4次富田林市総合計画では、このようなまちづくりの理念に基づき、富田林の将来像（平成28(2016)年ごろの市の姿）を以下のように設定しています。

＜富田林市の将来像＞

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

2. 計画の基本理念

本計画では、第4次富田林市総合計画が設定する市の将来像の実現に向けて、以下のとおり、基本理念（本計画が目指すまちの姿）を設定しました。

＜本計画の基本理念＞

だれもが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち・富田林
— 支えあう市民一人ひとりが主役のまちづくり —

地域社会の中には、さまざまな生活課題を抱え、困難な状況に直面している人々がいます。地域住民は、そうした人々の存在をしっかりと認識し、同じ地域社会の構成員として“おたがい様”（課題の共有化）と“おかげ様”（感謝の気持ち）のもと、支えあっていくことが大切です。

本計画では、すべての市民が、障害の有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、このような支えあいによって安心して暮らせるとともに、まちづくりの主役として積極的に参加、協働、連携していくことができる、言い換えれば、市民一人ひとりが自己実現を果たしていくことができるまちづくりを目指します。

3. 計画の基本視点

本計画では、基本理念を具現化するための施策・事業（「第4章 施策の展開」を参照）において共有すべき考え方を「計画の基本視点」として、以下のとおり掲げました。

視点1：地域を愛し、人間を愛し、自分を大切にできる地域住民による福祉文化の創造

市民一人ひとりが、住んでいる地域に関心を持ち、地域住民の抱えている生活課題を共有し、その解決に向けて主体的に取り組んでいくことにより、“まちが好き、ひとが好き、そして自分も大切にできる”という心は育まれていくと考えます。

また、こうした考え方（価値観）をすべての市民が共有し、その共有価値を具体的な仕組みや取り組みの中に生かしていくことで、福祉文化を創造していきます。

視点2：すべての市民の人権を尊重し、差別と排除のない地域社会づくり

地域社会で暮らしている人はだれでも地域社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重しあい、その実現に向けて取り組まなければなりません。このことは、地域福祉を推進していく上で最も大切にしなければならないことの1つです。

本計画では、ソーシャル・インクルージョン^(注)の考え方にに基づき、それを実践していくことにより、差別と排除のない地域社会づくりを進めていきます。

視点3：男女共同参画による地域福祉の推進

富田林市では、富田林市男女共同参画計画に基づき、男女が互いに協力し、また、社会の支援のもとで、暮らしのさまざまな場面において対等に参画し、能力を発揮する機会が確保された社会（男女共同参画社会）の実現に向けて取り組んでいます。

地域福祉においても、男女平等意識の啓発を図っていきます。また、ボランティアやNPOなどの活性化を図り、地域社会への男女の積極的な参画を促進するとともに、男女が社会のパートナーとして方針の立案から決定、実施にいたるまで参画することができる機会の確保にも取り組みます。

(注) ソーシャル・インクルージョン

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会（厚生省社会・援護局）報告書（平成12年12月8日）で用いられた言葉。「イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念。貧困者や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。」（同報告書より）

視点4：多様な主体の自主性を生かした協働による自立支援のネットワークの構築

地域住民の抱える生活課題が多様化・複雑化していく中、こうした生活課題に対応していくためには、公助だけでなく、自助努力を含め互助や共助が不可欠です。

富田林市では、行政や社会福祉協議会をはじめ、町会（自治会）、校区・地区福祉委員会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、当事者グループなど多様な主体が地域福祉活動を展開しています。今後は、新しい主体の参加を積極的に支援していくとともに、多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、各主体の自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて、多様な主体が協働・連携して課題に対応することができるよう、ネットワークづくりを進めます。

また、現在、富田林市が各中学校区に配置を進めているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、以上のようなネットワークづくりを推進し、地域住民の自立生活の支援に取り組みます。

視点5：市全体での取り組みと各地域の実情に応じた取り組みの展開

本計画は、全市的な視点から、富田林市において地域福祉を推進するための考え方や具体的な施策・事業をとりまとめたものですが、実際に地域福祉を推進する「地域の範囲」としては、先に述べたとおり、校区・地区福祉委員会の区域（原則として、小学校区）を基本に考えています。

富田林市内の各地域（例えば、各小学校区）は、それぞれに異なる地域特性を有しているため、各地域において地域福祉に関する仕組みや取り組みを検討し、それを実践するにあたっては、校区・地区福祉委員会の策定した地域福祉行動計画（富田林市社会福祉協議会の策定した富田林市地域福祉活動計画Vol.1を参照）などを参考にしながら、それぞれの地域特性や地域実情に応じたものにしていく必要があります。

4. 地域福祉活動に関わる各主体の役割

本計画では、富田林市における地域福祉の推進に関わる各主体ごとに、それぞれに求められている（又は、期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

■市（行政）の役割

富田林市では、組織横断的な体制のもと、本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たしていきます。また、必要に応じて、生活課題の解決に向けた地域社会の取り組みに参加し、地域社会と行政の協働による地域福祉の推進にも取り組みます。さらに、計画の評価、見直しなどに際しては、積極的に市民参加を進めます。

■富田林市社会福祉協議会の役割

富田林市社会福祉協議会には、住民の地域福祉活動への参加を促進し、校区・地区福祉委員会活動などを通じて各地域の地域福祉を計画的に推進・評価するなど、市全体の地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。また、富田林市社会福祉協議会には、後述する福祉サービス提供機関としての役割も求められています。

■校区・地区福祉委員会の役割

校区・地区福祉委員会には、市民にとって身近な地域における地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。また、市全体の地域福祉活動の推進役である富田林市社会福祉協議会の支援のもと、「地域福祉行動計画」を策定・改定し、その推進を図るため、他の地域福祉活動団体等と連携していくことが求められています。

■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には、地域住民との信頼関係を背景に、住民にとって身近な相談機関として、生活課題や福祉ニーズの発見、福祉サービス提供機関などへの“つなぎ”などの役割が求められています。また、守秘義務を遵守しつつ、多様な主体による協働・連携の取り組み（ネットワーク）に積極的に協力していくことが求められています。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

富田林市の事業として中学校区に1名の配置を進めているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）には、地域福祉に関わるさまざまな主体と連携し、支援を必要とするあらゆる人の地域生活支援に取り組むとともに、「いきいきネット（地域健康福祉セーフティネット）」の構築を進め、地域福祉の計画的な推進を図っていく役割が求められています。

■福祉サービス提供機関の役割

福祉サービス提供機関には、福祉サービスの専門機関としてスタッフの専門性の向上やサービスの向上に努めるとともに、利用者が利用しやすい環境づくりに取り組むことが期待されています。また、多様な主体による協働・連携の取り組み（ネットワーク）において、各機関の専門性に見合った役割を担うとともに、地域福祉活動に参加していくことが求められています。

■その他の地域福祉活動団体等の役割

町会（自治会）、子ども会、老人クラブをはじめとする地域の各種団体、ボランティアやNPOなどには、それぞれ固有の活動をより一層発展させるとともに、他の主体と日常的な交流を深め、地域住民が抱えている生活課題を共有しつつ、必要に応じて、多様な主体による協働・連携の取り組み（ネットワーク）に参加していくことが求められています。

■地域住民の役割

地域福祉の主人公は地域住民です。地域住民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支えあいに関わっていくことが期待されています。

5. 計画の基本目標

本計画では、第2節で述べた基本理念を具現化するための施策・事業の柱を「計画の基本目標」として、以下のとおり設定しました。

基本目標A ふれあい・支えあいのコミュニティづくり

地域のつながりや地域福祉は、豊かな人権感覚、“おたがい様”と“おかげ様”の意識などを備えた地域住民が、お互いにふれあい・交流するところから始まります。そのため、人権教育、福祉教育などを充実し、支えあいの心を育んでいくとともに、住民交流の場や機会を確保するなど、ふれあいの場づくりを進め、ふれあい・支えあいのコミュニティづくりに取り組んでいきます。

また、生活課題に対する自助・互助・共助・公助による支援が円滑に機能するようにするため、多様な主体が地域福祉活動に参加することを促進し、地域福祉活動団体等に対する支援を強化するなど、支えあいの担い手づくりを進めていきます。

基本目標B 地域住民による安全・安心のまちづくり

地域社会で暮らす人々にとって、自らの生命や財産などを脅かすさまざまなものごとから身を守りたいという安全・安心の欲求は、すべての市民に共通する基本的な欲求です。富田林市においても、平成7(1995)年1月の阪神・淡路大震災を一つの教訓として、地震をはじめ災害に対する安全・安心の欲求は高まっています。また、近年、子ども、女性、高齢者などが被害にあう犯罪が多く報道される中で、犯罪や交通事故などに対する安全・安心の欲求も高まっています。そのため、地域住民による活動を中心にした、防災・防犯・交通安全対策などの取り組みを進めていきます。

基本目標C 地域社会での自立生活を支える環境づくり

平成17(2005)年10月に成立した「障害者自立支援法」をはじめ、我が国の社会福祉に係る法律などにおいては「自立支援」が大きな政策目標となっています。

そのため、地域住民のだれもが、自分の意思で、さまざまな活動に参加できる(自立した生活を送ることができる)地域社会をつくるため、ユニバーサルデザイン^(注)による福祉のまちづくりを推進し、生活環境の整備・改善、外出活動などへの支援に取り組んでいきます。また、生きがいづくりや経済的な自立につながる雇用・就労環境についても、その充実に向けた支援などを行っていきます。

基本目標D 支援が必要な人に支援が行き届く関係づくり

だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、生活課題を抱えているすべての地域住民が、自助・互助・共助・公助による支援に確実につながっていく必要があります。

そのため、福祉サービスなどに関する情報を、支援を必要としている人をはじめすべての市民に確実に届けることができるよう、人的コミュニケーションを含む多様な媒体などを活用しながら、効果的・重点的な情報提供に取り組んでいきます。また、地域住民が抱える生活課題を、深刻な事態になる前に発見し、自助・互助・共助・公助による支援につなげていくため、相談者の事情に配慮した相談機関の提供、身近な地域での相談機関の設置、相談先に関する問い合わせのワンストップ化^(注)と各相談機関の専門性の強化などにより、相談機能の充実を図っていきます。

(注)ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、だれもが使いやすいように都市環境から日用品に至るまで、最初に計画してつくること。

(注)ワンストップ化

ワンストップ化とは、一度の手続きで必要とする関連作業をすべて完了できるようにすること。ここでは、さまざまな生活課題に応じた相談機関の所在や連絡先などに関する問い合わせを、一か所の窓口で受け付けることができるようにすること。

基本目標E 地域福祉活動団体等を支える体制づくり

基本視点4で述べたとおり、多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、地域福祉活動を展開している各主体が、お互いの自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて協働・連携していく必要があります。そのため、これらの主体が交流できる機会を設けるとともに、具体的な生活課題に対して協働・連携して対応できるよう、ネットワークづくりを進めていきます。

また、地域福祉活動を展開している各主体が、支障なく、効果的な地域福祉活動を展開できるよう、地域福祉活動団体等からの相談窓口の設置、活動拠点づくり、財政支援などについて検討するなど側面からの支援を充実していきます。

基本目標F 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

我が国では、平成12(2000)年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの供給体制が、従来の「措置制度」から「利用(契約)制度」を中心とした制度に大きく転換しました。利用(契約)制度では、福祉サービスの利用者と福祉サービス提供機関は対等な関係にあり、利用者は福祉サービスを選択できるようになっています。

こうした状況を踏まえ、本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、福祉サービスが確実に提供されるよう取り組んでいくとともに、苦情相談体制・評価体制の充実、利用者の権利擁護など、利用者と福祉サービス提供機関との対等性の確保にも取り組むことで、安心してサービスを利用できる仕組みづくりを進めていきます。

基本目標G 計画の実現に向けて

本計画で設定した基本理念の実現に向けて、本計画の内容を広く市民や地域福祉活動団体等に知ってもらい、理解してもらうよう努めていくとともに、地域福祉推進の中核機関である富田林市社会福祉協議会との連携を強化していきます。また、本計画の評価・見直しについては、市民参加のもと、適切に対応していきます。

6. 計画の施策体系

本計画における施策体系は、下図のとおりです。

図3.1 計画の施策体系

